

令和3年 第6回 農業委員会総会

日 時 令和3年6月25日 (金) 午後2時30分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

2 番農業委員 山城 学

4 番農業委員 百次 成仁

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝

【議事録署名人】

7 番農業委員 長嶺 安浩

8 番農業委員 宮里 良淳

【議事日程】

日程第1	議案第23号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2	議案第24号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議案第25号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第26号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

令和3年 第6回 総会 議事録

事務局	これより令和3年第6回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和3年第6回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は7番農業委員の長嶺安浩さん、8番農業委員の宮里良淳さんでお願いします。次回調査委員は、9番農業委員の玉城正智さん、10番農業員の金城義幸さん、10番推進委員の新垣芳隆さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（13件） 日程第2 議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（2件） 日程第3 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（7件） 日程第4 議案第26号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（28件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案23号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番から3番は関連します豊原の3筆で1番は贈与による所有権移転であります。2番は3年間の使用貸借権の設定であります。3番も同じく3年間の使用貸借権の設定であります。4番は照屋の1筆で売買による所有権移転であります。5番は新垣の1筆で売買による所有権移転であります。6番は国吉の2筆で売買による所有権移転であります。7番は喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。8番は国吉の1筆で売買による所有権の移転であります。9番は米須の1筆で交換による所有権移転であります。10番は9番と反対になり米須の1筆で交換による所有権移転であります。11番は米須の1筆で売買による所有権移転であります。12番は米須の1筆で3年間の賃借権の設定であります。13番は宇江城の2筆で売買に

	よる所有権移転であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。 なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 23 は可とします。次に議案第 24 号について、事務局説明願います。
事務局	6 ページをお開き下さい。1 番は北波平の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であり資材置場への転用あります。2 番は阿波根の 2 筆で農地区分は第 3 種農地であり一般住宅への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	1 番の北波平について、住宅等に囲まれた第 2 種農地であるため資材置場への転用は問題無いものと判断しました。2 番の阿波根については、第 3 種農地のため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆様のご意見を願います。
会長	只今の案件について、疑問質問があればお願いします。質問なければ只今の案件について、可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	議案第 24 号は可とします。次に議案第 25 号について事務局説明願います。
事務局	それでは 12 ページお開き下さい。1 番は名城の 1 筆で第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。2 番は米須の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。3 番は賀数の 3 筆で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。農地区分は第 2 種農地であります。4 番と 5 番は関連します。真栄里の 3 筆で売買による所有権移転で資材置場への転用であります。農地区分は第 2 種農地であります。6 番と 7 番は関連します。座波の 2 筆で売買による所有権移転で一般住宅への転用であり、農地区分は第 2 種農地であります。

	以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	1 番の名城については、第 1 種農地であります但不許可の例外集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。2 番の米須については、住宅に囲まれた第 2 種農地であるため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。3 番の賀数については、住宅に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。4 番と 5 番は関連しますので一括にて報告します。真栄里の 3 筆については、第 2 種農地であるため、資材置場への転用は問題無いものと判断しました。6 番と 7 番は関連しますので一括にて報告します。座波の 2 筆については、住宅に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆様のご意見ををお願いします。
会長	只今の案件について、疑問質問があればお願いします。
委員	4 番 5 番について、資材置場だから可能なのか？住宅を建てる場合は？
事務局	第 2 種農地であるので、住宅も資材置場も可能となる。これが第 1 種農地となると色々制約が加わります。
会長	他にありませんか？なければ只今の案件可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 25 号は可とします。次に議案第 26 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは 25 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 3-39～3-66 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長

議案第 26 号は可とします。

以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

7 番 農業委員

長瀬 宏希

8 番 農業委員

宮里 良淳